

平成24年教育委員会第1回臨時会会議録

開会日時 平成24年1月25日 午前10時00分

閉会日時 同 上 午前11時10分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 面 田 博 子
同職務代理 松 本 實
委 員 遠 藤 勝 男
委 員 佐 藤 昭
委 員 秋 本 則 子
教育長 山 崎 喜久雄

議場出席委員

・教育振興担当部長	坂田 祐次	・庶務課長	駒井 正美
・教育計画推進担当課長	小曾根 豊	・施設課長	齋藤 登
・学務課長	土肥 直人	・指導室長	平沢 安正
・統括指導主事	江田 真朗	・地域教育課長	今關総一郎
・生涯学習課長	宮地 智弘	・生涯スポーツ課長	柴田 賢司
・副 参 事	濱田 茂男	・中央図書館長	梅田 義郎

書 記

・企画係長 菊池 嘉昭

開会宣言 委員長 面田 博子 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 委員 面田 博子 委員 松本 實 委員 山崎喜久雄
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

開会時刻 10時00分

○委員長 それでは、ただいまから平成24年教育委員会第1回臨時会を開会いたします。

議事に入る前に、お諮りしたいことがございます。

本日1名の傍聴の申し出がございました。許可したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 それでは、異議なしですので、傍聴を許可することといたします。

傍聴人の入室を許可しますので、事務局、呼んでください。

(傍聴人入室)

○委員長 委員長から傍聴人に申し上げます。

葛飾区教育委員会傍聴規則等の規定により、傍聴人は次の事項を守ってください。

1、傍聴人は、委員会の中では発言できません。

2、傍聴人は、静粛を旨とし、委員の言論に対して拍手など賛否をあらわすようなことはおやめください。

3、傍聴人は、写真撮影、録画、録音を行わないでください。

なお、携帯電話の電源はお切りください。

4、傍聴人は、その他、会議の妨げとなるような行為はしないでください。

なお、傍聴人にこれらの規則等に反する行為があった場合は退席していただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の議事日程に入ります。

庶務課長。

○庶務課長 1件、ご報告させていただきます。

内山教育次長につきましては、病気により、本日欠席でございます。

よろしく願いいたします。

○委員長 わかりました。

よろしいでしょうか。

本日の会議録の署名は、私に加え、松本委員と山崎教育長にお願いをいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号「平成24年度葛飾区教育委員会の教育目標及び基本方針」を上程いたします。

庶務課長。

○庶務課長 それでは、議案第1号「平成24年度葛飾区教育委員会の教育目標及び基本方針」についてご説明申し上げます。

本件につきましては前回の教育委員会におきまして、改定の案についてご説明申し上げました。「教育目標及び基本方針」につきましては、「教育振興ビジョン」「生涯学習振興ビジョン」

と連動していることから、今回見直してございません。見直しましたのは来年度取り決めます主要施策についてでございます。それにつきましては前回、見直し案をご説明させていただきまして、それをもとに再度私どものほうで修正をさせていただきました。参考資料のほうをお開きいただきたいというふうに思います。前回から修正した箇所についてのみご説明申し上げます。

まず5ページでございます。基本方針3の「健やかな体の成長」の(4)でございます。冒頭の部分に、「平成23年度に東京都が実施した統一体力テストの結果を踏まえ」この文言を入れさせていただきました。

次に修正した箇所でございます。基本方針5「学習・文化・スポーツ活動の振興」の分野でございます。8ページになります。(14)でございます。ここの部分につきましては、事務局のほうで文言を再度見直して修正をしたものでございます。「区民が身近な地域単位で主体的にスポーツや文化活動を楽しむ」、こういった文言にこの部分の表現を改めさせていただきました。

ご説明は以上でございます。

○委員長 今、庶務課長から説明がございました。質問等ございましたらお願いいたします。

松本委員。

○松本委員 今説明がありましたように、前回私が発言したところを訂正していただきました。東京都が行った統一体力テストを踏まえて、各学校で強力に進めていくということを受けていただきましてありがとうございます。

また、そのとき発言したのですけれども、この文章にはないのですけれども、総がかりで児童・生徒の体力に取り組んでいくということも含んでいただいて、結構です。

以上です。

○委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。ないようですね。

それではお諮りいたします。議案第1号について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第1号「平成24年度葛飾区教育委員会の教育目標及び基本方針」は原案のとおり可決いたします。

これで議案の審議は終了いたします。

では、報告事項等に入ります。

報告事項等1「平成24年度採用葛飾区奨学資金奨学生採用候補者の決定について」、報告をお願いいたします。

庶務課長。

○庶務課長 それでは「平成24年度採用葛飾区奨学資金奨学生採用候補者の決定について」、

ご説明を申し上げます。

まず、今回の対象者、それから募集人数でございます。高校等への進学予定者が50人程度、現在既に高校等に在学中の者、若干名ということで募集をいたしました。

応募状況でございます。高校等への進学予定者46人から申し込みがございました。裏面をお開きいただきたいというふうに思います。応募者46人の状況でございます。私ども、世帯の状況により、所得基準を設けさせていただいております。所得基準とその世帯の所得の一覧となっております。1番から37番が所得基準を下回る世帯でございます。37番以降は所得の基準を上回る世帯でございますけれども、このうち、43番までにつきましては上回っておりますけれども、その上回りもそれほど大きくないということ、それから、私どもの募集人員以内であるということ踏まえまして、43番まで採用ということにいたしました。44番以降の3人につきましては、所得基準を大きく上回っておりますので、今回不採用でございます。

また、表にお戻りいただきたいというふうに思います。この43人の状況でございますけれども、公立への進学者が26人、私立への進学者が17人という結果になってございます。

ご説明は以上でございます。

○委員長 今、説明がございましたが、質問等ございますでしょうか。

秋本委員。

○秋本委員 この選考をしていただいて、本当にありがたいことだと思います。大変、努力していただいたことと、選考していただいて、本当にありがたく思います。昨年のところの人数より大分減っているということについて何か理由等あるのでしょうか。たしか昨年も下がったのではないかなというふうに思いますが。

○委員長 庶務課長。

○庶務課長 高校の授業料につきましては、公立学校——都立学校は無料でございますが、私立につきましても、所得に応じまして低減策が講じられているというような状況がございますので、そういう状況が影響しているのかなというふうに私ども認識をしております。

○委員長 よろしいですか。ほかに。

佐藤委員。

○佐藤委員 50人の予定枠の中で少なかった、そしてまた、これを見ても、例えば新宿中学校が結構多いのです。8人。学校によって偏りみたいなものがあって、PRの仕方とか、そういうのはどういうふうになっているのでしょうか。

○委員長 庶務課長。

○庶務課長 本件につきましては、校長会のほうで私のほうから説明をさせていただいております。校長会の説明の後、各学校に通知をして、担任の先生から生徒に周知をしていただくという、そういう方法をとっております。

○佐藤委員 わかりました。

○委員長 よろしいですか。

松本委員。

○松本委員 私も温度差があるなと思って数えましたら、8人とか5人出している学校もあれば、ゼロの学校が6校あります。給食費の未納状況とか就学援助の状況を見ると、この制度を周知するところでまだ不十分なところがあるのかなと思いました。

私が現場にいたときは、みんなの前でこれをすすめるのは難しいのですけれども、そういう生徒にはもれなく徹底されるように配慮したので、また次年度、これを徹底させていただければと思います。

○委員長 庶務課長。

○庶務課長 ただいまのご発言を受けまして、私が校長会で説明する際にもう少し現場に周知徹底ができるような説明の仕方をしたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○委員長 よろしくお願ひいたします。それではよろしいでしょうか。

では次に、報告事項等2「平成24年度学級編制について」、報告をお願ひいたします。

学務課長。

○学務課長 それでは、「平成24年度学級編制について」ご報告いたします。

昨年7月の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正に伴いまして、公立小学校の第1学年に係る学級編制基準が改められたところがございますが、あわせて区市町村に設置する、義務教育小学校の学級編制に関する都道府県教育委員会の関与の見直しが行われ、この点につきましては平成24年4月1日に施行されることとなります。施行に当たりまして、見直しの内容につきまして、今回ご報告をさせていただくものでございます。

まず、内容の1点目でございます。「個別の学校の実情に応じた弾力化」でございます。「都道府県教育委員会が定める学級編制基準により区市町村教育委員会が学級を編制することが原則であるが、区市町村教育委員会の判断により、個別の学校の事情に応じて、児童生徒に対する教育的配慮の観点から、次のような弾力的運用が例外的に許容される」こととなります。例を二つほど挙げさせていただいております。まず、「小学校第1学年の児童数が36人～40人の学校において、その学校の児童の状態に応じた教育的配慮から学級を分割しないでチーム・ティーチングなどの指導体制の充実により対応する場合」。2点目といたしまして、「余裕教室の転用や教室の増築等により必要となる教室を確保し、35人学級を実現することが原則であるが、必要となる教室の確保が非常に困難なことが明白な場合」などがございます。なお、これらの運用を行う場合には、いずれも学級規模が40人を超過してはならないこと、さらに、都道府県教育委員会は、区市町村教育委員会が弾力的な運用を行った場合でも、学級編制基準に基づく

定数を補償しなければならないとしております。

見直しの2点目でございます。「区市町村教育委員会による少人数学級の推進」でございます。

「区市町村教育委員会が独自に教職員を任用することにより、都道府県教育委員会の学級編制基準よりも少ない人数で学級編制を実施することができるように」なります。

次に、小学校第2学年の学級編制についてでございます。「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の附則におきまして、公立小学校の第2学年から第6学年及び中学校に係る学級編制の標準を順次改定することについて、検討を行うこととされ、これに基づいて国において検討が進められてきたところでございますが、今般、国は平成24年度から小学校第2学年につきまして、教員の加配措置により、35人学級とする方針を決定しまして、平成24年度の一般会計予算案に必要な経費を計上したところでございます。なお、このほか、中学校第1学年につきましては、東京都によります、中1ギャップに対応するための教員の加配を活用し、37人学級となります。

以上、平成24年度の学級編制にかかわる主な改正点をご報告いたしました。本区といたしましては、これらの趣旨を踏まえまして、東京都の学級編制基準を基本といたしまして、学級編制を実施してまいりたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長 今、説明がございました。質問等ありましたらお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤委員 文章だと、あまりよく理解できないのですが、いわゆる教育委員会が主導権をとるのか、それとも現場のほうでやるのか、どちらかちょっとお聞きしたいのですが。

○委員長 学務課長。

○学務課長 基本的には法律上、文言としては、教育委員会の判断でと、責任と判断において実施するということになってございますので、最終的には教育委員会が責任を持つということになります。それぞれの学校の実情についてはやはりそれぞれの学校長なりがきちんと把握しているところでございますので、そういったものを、必要に応じて聴取をして、最終的に個別にそういうものを弾力的に、要は必要かどうかという判断をしていくと、そういう対応になるかと思えます。

○委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 実は、昨年の場合、35人を超える学級は法律的に分割すると決まったからということで、5月から学級編制を行いました。それを、その学校がもう4月からスタートしているから、そのままいいのではないかとした場合、教育委員会としてはどういう判断を下すというか、やはり、現場の状況を考えて、40人までは認めるし、あくまでも35人でやるか。というような基準になるのか、ちょっとお聞きしたい。

○委員長 学務課長。

○学務課長 昨年度の場合ですと、基本的にはいわゆるその、児童・生徒に及ぼす、要するに学級編制をし直すことで、著しい支障が生じるような場合を除きまして、5月1日から新しい学級編制基準に従って実施していただいたという経過がございます。その事情の有無についてはやはり、校長先生にきちんと確認をした上で対応をさせていただいたところがございます。

○委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 そうすると、この3番のところに、2年生も学級編制を行って、それで、この2年生も結局もう決定しているのですか。今年の場合は。

○委員長 学務課長。

○学務課長 正確に言いますと、国、新聞報道等によりますと、本来であれば、今申し上げましたように義務教育の標準法の改正をして、対応すべきところがございますけれども、それを改正しないで、加配措置により、予算案で第2学年については35人学級を実施しようと。そういう方針で臨んでいるということでございます。したがって、正確を期して申し上げますと、国の予算が通過すれば。通過すればということで、実施されるということになるかと思えます。

○委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 結局去年とそんなに変わらないのですか。去年の1学年だから。まだ、予算が決定していないけれども。

○委員長 学務課長。

○学務課長 昨年度の場合は、予算と関連法の両方の成立が必要だったわけです。去年は予算は成立していたのですが、関連法——義務教育標準法という法が成立しなかったのでできなかったということでございます。今回は予算が、端的に申し上げますが、3月の下旬に、30日を残して衆議院を通過すれば、成立するというところでございます。

○委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 大体わかりましたけれども、教育委員会から現場に下ろすのはまだしも、今度は父兄の立場になると、途中で学級編制なんていうと、大変混乱しますので、その辺をきちんとしておいてほしいなと思います。

○委員長 学務課長。

○学務課長 第1学年を実施して、第2学年を実施しないということはそもそもその点において、現状ほとんどの学校が第1学年から第2学年にそのまま持ち上がって、クラス替えをしないで持ち上がっている。担任も引き継いでいるというような実態をかんがみますと、そもそも、やらないことによる影響が大きいというふうに考えておりますので、私どもとしては教育長会も通じまして、東京都や国に要請をさせていただいているところがございます。今回それを受

けて、国がこうした方針を決定してきたものと理解しておりますので、私どもとしては、当然やっていただくということで必要な準備は進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長 よろしいですか。

○佐藤委員 わかりました。よろしくお願いいたします。

○委員長 教育長。

○教育長 昨年は、実際に法律が決まったのが4月中旬で、それまでは従前の基準でやってきたわけでございます。したがって、本区の場合ですと、新1年生で5校が、新しい基準だと1クラス増えるようになったわけでございます。東京都はその法律が決まるまで動かなかったのです。法律が決まってすぐに通知が出てきましたが、そのときに法律の基準どおりにクラス編制をし直してもいいし、そのままでもいいですよという、ちょっと中途半端な通知が出たのです。これによって、都全体で100を超える学校で影響があったのですけれども、6割の学校は従前の基準どおりでやり、残る4割が新しい基準の35人学級でクラス編成をし直した。そのようなことからちょっと混乱が、東京都の場合にはありました。ほかの道府県は、もう既に道府県独自で35人学級をやっていて、あまり影響がなかったのですけれども、東京都の場合、去年は38人学級というところが基本だったものですから、いろいろと影響が出てきました。そういうことがあったのですけれども、今年はここまできているので、基本的には35人学級を前提に1、2年は編制していく形になります。最終的には、もう少し様子を見なければならぬのですけれども、そのようにして、できるだけ混乱なくやればいいかないかと思っているところでございます。

○委員長 よろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

では、私のほうから一つ。

今もずっと話に出ておりましたが、たしか5月になってということで、私も5校が気になりました、校長先生に伺ったり、その学校へ行ったりしました。私の聞いたところによりますと、もう入学式のときから二つのクラス分け名簿をつくっておき、実際は1クラスで、4月いっぱいはやっていて、それが出たと同時に2クラス。つまり、20人以下で1組と2組に担任がついたというケースと、それからもう一つは、そのままの人数で、チーム・ティーチングの形でずっとやっているという情報、学校といろいろ聞いたのです。ここで読みますと、それが「弾力的運用」というところに重なっているのかなと思ったのですけれども、今年は「弾力的運用」が例外的に許容されるということがここにきちんと言葉が入ったわけです。ということは、各学校の現場はあまりそのところは気にしないで、子どもたちの様子を見ながらできるのかなとは思っただけけれども、先ほど佐藤委員からもあったように、その主体性はどこにあるのかというあたりがやはり出てくるのではないかなという思いがあって、区としてのものを持つことが必要と思います。

学務課長。

○学務課長 基本は子ども、教育委員会で決定するものでございますので、要するに教育委員会の権限として、そういう対応をすることも、そういう権限も付与されましたよというのが今回の改正の趣旨でございます。学校の判断で、その時々に応じて1クラスでやったり、2クラスでやったり、チーム・ティーチングでやったりというようなことを許容するものではありません。あくまでも4月1日の段階、学級編制をする段階で、既にその学級において、何らかの事情があってどうしても1学級にまとめたいような事情があるというような状況が生じた場合に限って許容されるということでございます。

これは例として第1学年を挙げておりましたけれども、これが第2学年とか上がっていけば、今は第1学年、今年は第1学年しかやっておりませんのであれなのですが、第2学年とか特定の学年で上がっていけば、その特定の学年でも同じような対応が可能になるということでございます。ただし、それをやっていかどうか判断するのはあくまでも教育委員会ということでございます。その点はご了解をいただきたいと思えます。

○委員長 わかりました。

去年、現場の校長先生に聞いたものだから、多分学校サイドでの対応で話をされたものだから、教育委員会が認めたということではあったのだけれども、私には、学校の事情がものすごく反映されすぎていたという感じがあったものですから、先ほどの発言をしたわけです。

学務課長。

○学務課長 昨年は、年度の途中でやったということもありますので、簡単に言えば4月1学期間は担任の先生が、例えば1学級だったのが2学級になるわけです。それをある日突然2学級に分けて、まだクラスが落ち着かない中でやるのは果たしていいのだろうかということもございまして、当初、2週間ぐらいの期間でしたけれども、やらせてもらえないかということでチーム・ティーチングのような格好で最初やらせていただいたという学校が1校あったというのを記憶してございます。それ以外の学校につきましては、基本的にはきちんとクラス分けはさせていただいて、対応させていただいているということでございます。

○委員長 理解いたしました。ほかにございませんでしょうか。

(発言する者なし)

よろしいでしょうか。

では、次の報告事項等3「平成23年度『児童・生徒の学力向上を図るための調査』について」、報告をお願いします。

指導室長。

○指導室長 報告事項等3「平成23年度『児童・生徒の学力向上を図るための調査』について」、ご報告をいたします。いわゆる東京都の学力調査の報告になります。昨年7月5日に実施いた

しました、東京都の「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果が先日公表されましたので、本日、報告をさせていただきたいというふうに思っております。

資料をご覧ください。今年度は、東京都の学力調査につきましては、小学校5年生と中学校2年生の全員を対象にして、小学校は4教科、中学校は英語を加えた5教科で実施されました。学習指導要領に示されている目標や内容の実現状況、読み解く力に関する内容の定着状況を把握するということが目的になってございます。調査の対象、学校数、児童・生徒数は3のところにお示しをしたものでございます。5として、学力の定着状況と授業改善の視点というのがございますが、資料を1枚おめくりいただきますと、そこに小学校国語区市別の調査結果がございます。ここに、左上に東京都全体のものがございますけれども、設定通過率——東京都は70%の正答率が望ましいという、東京都が示した数値でございます。これは、国語はきりのいい70%になっていますが、裏面を見ていただきますと、社会は67%、算数は65%というふうに東京都が達成の基準を設けてございます。そして、達成基準の5%下まではおおむね達成しただろうということで、それを東京都としての評価基準にしています。そこまで到達した子どもの数についてということで、5の(1)に戻っていただきますと、東京都が設定をした通過率のところのマイナス5%のところまでいる子どもの数が、教科によってそのような数値になっているということでございます。中学校につきましては、その数値が下がっています。課題だというふうにとらえていますけれども、国語が48.4%、数学は48.7%、理科は45.4%ということで、通過率のところ半分行っていないという状況が見てとれます。また、2枚目、小学校国語のところをごらんいただければというふうに思うのですけれども、これまで東京都はいわゆる区の数値を出してそれを並べかえることによって、区の順位が出てきたわけですが、それで随分さまざまご批判やご指摘をいただいているところなのですが、今回東京都は、このような分布図で公表をするということで報告書はなっております。ですので、この分布図を全部読み取って、数値化して、打ち込んでいくと、順位が並ぶ可能性はあるのですけれども、非常に細かい数字のところについてはわかりにくいというふうに思っています。小さな点線がその設定の通過率ですので、縦線が設定率、そこから山のピークがどちらにずれているかということを見ていただきますと、区の状況というのがとれるかなというふうに思っています。例えば、千代田区は山のピークが縦線の点線よりかなり右のほうにシフトしていますので、成績がいいということです。下のほうの真ん中にあります葛飾区、本区を見てみますと、ピークが設定率よりちょっと下のほうへいっているということで、少し都の平均よりは低いということになるというふうに考えています。

そういう形でそれぞれ見ていただくということになるわけですが、A3判の横の表を見ていただきますと、1枚目は小学校の国語になっていますが、その一番右端、細かい数字で大変申しわけございませんが、全体平均というのがございます。これの一番上が東京都の平均でござ

ざいます。69.0という数値が東京都の平均です。その下が葛飾区の平均値になっています。66.7ということで、先ほどのピークの見方とほぼ一致していますけれども、都の平均よりは少し下がっているという結果になってございます。それ以下は、各学校の数値になってございます。ただ、これは区が持っている行政番号の学校順とは違う数値でございますので、1番の学校が、本区の行政番号1番の学校ではありませんので、そのところはご了解いただければというふうに思っています。学校によって、全体の平均が都から大分下回っている学校もあれば、かなり上回っている学校もあるということになってございます。この傾向につきましては、区の学力調査と傾向はほとんど同じというふうにとらえているところでございます。

東京都も課題にしています、本区も同じ課題である問題について、一つご紹介したいと思えます。これも大変見にくくて申しわけないのですが、横A3判の小学校国語のところで、左側の上のほうに「教科」というところがございます。「教科」の4番という問題がございます。下に小さく「言語」となっています。これは、東京都の平均が40.7%、4割の子しかできない問題です。本区はこれが31.3%の子しかできていません。どんな問題かと言いますと、実はこれ、東京都でも本区でも課題なのですが、主語と述語を見つけるという問題です。問題を今、読み上げます。「僕のノートは机の上にある」という言葉から、主語と述語を選びなさいという問題です。「僕のノートは机の上にある」、これの正答率が本区は3割です。縦をずっと見ていきますと、10%台の学校が結構あります。つまり小学校5年生で、今読み上げた文章の主語がわからない子が9割近くいる学校が何校かあるというのは極めて大きな問題だというふうにとらえています。読み解く力の問題もこれから連動していきますけれども、もうこの時点でかなり厳しい結果であるというふうにとらえています。東京都がこれまでやってきました読み解く力以前の問題が、東京都の問題でも見えてきているというふうにとらえて、非常に深刻な問題であるというふうに思っています。ちなみに、間違えるのは主語が「ノートは」であり、述語は「ある」という言葉なのですけれども、「僕の」というのが主語だというふうに答えている率が、区の数値はわからないのですが、都の平均では多くなっています。これは区も同じ結果だというふうに思っています。実はこの結果は中学校の国語の問題でも全く同じ傾向になっていて、中学校の問題も非常に厳しい結果になっています。細かいところなので、これも問題だけご紹介いたします。これも主語と述語を一つ選びなさいという問題なのですが、「友達もことは作文コンクールに出品した」、たった4文節しかないのです。「友達も」「ことは」「作文コンクールに」「出品した」。四つの中から主語を一つ選んで、四つの中から一つ述語を選ぶだけの問題なのですけれども、東京都では正答率40%になっています。中学校2年生でこれしかできていないという厳しい結果だというふうにとらえています。区の結果も大変厳しい結果になっています。圧倒的に間違えるのは、「今年は」を主語にする。「今年は」です。「友だちも今年は作文コンクールに出品した」の中の「は」がついてしまっている「今年は」が主語というふ

うに間違える中学校2年生が多いと。実はこの間違え率が3割を超えています。ですので、単純な四つの文節の言葉のうちの主語が間違っている子が、東京都全体で3割を超えているということです。国語力をいかに高めていくかということをやっていると、東京都、もちろん本区もということでは大きな課題であるというふうにとらえています。

このことにつきましては、校長会、副校長会の研究発表会がございますので、今月末の研究発表会のところで少し厳しく私のほうからお話をさせていただきたいというふうに思っています。区の教育研究会の葛飾区小学校教育研究会、それから中学校教育研究会、それぞれの国語部会だけではなくて、これは各教科、全教科に共通しての課題につながりますので、私は理科の教員でしたけれども、問題をやらせるときに、中学生でも高校生でも問題を読ませてから、音読させてから練習問題をやらせていたことが随分ありました。そういう各教科で取り組まないと、この辺の力は定着しないし、伸びていかないだろうというふうに考えています。

今、たった一つの問題だけご紹介いたしましたけれども、さまざま、この課題を見つけていくということを通して、区がやっている独自の調査、これにもそういう分析の視点を厳しく入れながら、活用していくことが大事だろうというふうに思っています。この結果を、これまでやってきた区の独自の調査の視点でそれを落としていったときに、どういう結果が出てくるかというようなところも各学校できちんと分析をしていただきながら、実態に応じた取り組みを進めていきたいというふうに考えています。

繰り返しになりますけれども、小学校5年生で主述の関係が1割しか正答に至らない学校ということについて、区としてどう取り組んでいくか、指導室としてどう取り組んでいくかというような、大変重たい宿題をいただいたなというふうに思っています。平均点そのものについては議会等で厳しくご指摘をいただいているような危機的な状況からは少し脱却をしてきている、前向きになってきているというふうにはとらえていますけれども、それよりもやはり、こういう一つひとつの問題を的確に分析をして、各学校に返していく必要があるだろうというふうに思っています。

もう一つだけご紹介しますと、正答率ではなくて無答率が非常に高い小学校の問題がありました。それは、40センチの針金で四角形をつくるという発想からでき、いろいろな辺を持った四角形がそこからできるわけですが、そういう条件を読んでいくところで、もう読み解く力で尽きてしまっているのだと思うのですけれども、誤答ではなくて答えが書けないという率が非常に高いという、3割近くの子が無答だという結果も出てございます。そのようなところもあわせて突き詰めていかなければいけないかなというふうに思っております。

このようなご報告になって大変申しわけないのですが、全体としては危機的な状況ということや少し脱しつつあるけれども、課題が多いということでまとめさせていただければと思っております。

報告は以上でございます。

○委員長 今、報告がございましたが、質問等ありましたらお願いいたします。

遠藤委員。

○遠藤委員 二つあります。まず一つは、冒頭にある、都の資料の240ページに設定通過率というのが出ていますが、その中で、「標準的学習活動が行われたと想定した」というのはどういうことなのかということが一つ。それからもう一つ、今、指導室長がおっしゃられました無答率、それから主語・述語の関係で、私も現場で経験があるのですが、まず問題を読み解くという、問題設定がどういうことなのかということがまずわからないということで、そのキーワードになるのが主語・述語ではないかと思うのです。この主語・述語について、どこでどういう学習をしているのかということがわかりましたらお願いいたします。

○委員長 指導室長。

○指導室長 まず、標準的にということでございますけれども、これは一つは授業時数の問題です。国が定めている授業時数——これは標準という時間であらわしますけれども、それがきちんと授業時数を満たされているということと、それから内容について、これもおおむね達成するという基準がございますので、そういうことを目標とした授業が行われたということ想定すれば、小学校のところでは今回の問題については7割とれるだろうということで考えているということです。

それから、主・述の関係ということについては、これはもう国語の授業を中心ということに進めていくわけですが、小学校の段階でこのことはきちんとやります。それから、文節を切って読むというやり方もやりますし、修飾するというので、文節で矢印を引いて、この言葉はこれを修飾するよということの勉強もします。実際に修飾をする問題も中学校のところにあるのですが、その正答率も極めて低いです。やはり、そういう読み解く力をきちんと、文章を分析して、意味をとっていくということが国語の授業だけではなくて、必要だろうというふうに思っています。自分は高校で化学をやっていましたけれども、化学の授業で実験をやらせるというときもまさにそうで、実験の手引き書を読ませるときも主語を間違えたら事故が起きたりとか、命にかかわったりとか、けがになったりということもあります。ですから、それを音読させて、何が自分でわかったかということをもう1回自分で文章をつくらせるようなことを、危ない実験のときには先にやったりということもしておりました。そういうことが、もっともっと各授業の中で意識をして進められないと、もうわかっているものだと思って授業を進めると、大変子どもたちにとって不幸な授業になるだろうなというふうに思っています。

繰り返しになるのですが、学校によっては10%の子しか、主・述の関係がわかっていないという実態を、我々も非常に重く受けとめますし、学校現場もきちんと受けとめる必要があると考えています。

○委員長 よろしいですか。

松本委員。

○松本委員 私は教育推進モデル校とか、教育研究指定校などの研究を見させてもらって、国語を活発にやっている状況を見たのです。そういう学校は成績がどうだったかというのも、わかりましたら見ていただいて、効果が上がっているのだったら、それをほかの学校にも押し進めていけばいいなと思います。

よろしくをお願いします。

○委員長 指導室長。

○指導室長 まだ、東京都のほうとのきちんとした分析はこれからやりたいというふうに思っていますけれども、区の学力調査においては国語で取り組んでいる小学校の学力調査の結果は高い数値を示していますので、国語力をしっかりつけるということは、基礎学力の定着には明らかに好影響があるということは区の調査の段階でわかってございます。ただ、今やっているのが、書くということに非常に力を入れている学校が多いので、そういう学校と今回のこの主・述の関係というのはこれから少し分析をしていきたいというふうに思っております。

○委員長 そうですね。ほかにございませんでしょうか。

佐藤委員。

○佐藤委員 正答率が1割台というのはちょっとびっくりしたのですけれども、これは各学校の平均点というのはもちろん出ているのですけれども、当然クラスでもいろいろ、いいクラス、悪いクラスとあると思うのです。それで、やはり担任の先生によって、小学校の場合は大分違うと思うし、先生自身にも自覚させないと、うまくないのではないかなと思うのですけれども、その点はどうなのですか。

○委員長 指導室長。

○指導室長 東京都も、秋田県の例ということで話題にしていますけれども、教員がこの問題の採点を、いわゆる自己採点というふうに呼んでいます、来年度の実施は、東京都からは全校、自校で採点することとされています。特に小学校は、担任の先生が採点することになりますので、今ご指摘のようなことは機械的にもうやらなくてはいけないということで、気がつく教員は気がつくと思いますが、ただ、そのことをどう課題意識を持つかというのは教員の力量にかかってくる場所ですので、それは管理職を含めて、校内の体制できちんと分析をしていかなければいけないだろうというふうに思っています。

今回のこの結果については、各学校は、各学校のデータとして東京都から送られていますので、それをどう分析するかというのがもう今年度から着手できる問題だというふうに考えています。

○委員長 よろしいでしょうか。

では、私のほうから。新しい学習指導要領では、すべての教科を通して言語活動を重視するという点で出ているわけですから、ぜひそういった点を各現場がしっかりとらえていただきたい。先ほど、指導室長がおっしゃったけれども、意識を持ってもらわない限り、今までどおりの流れになってしまうかなという不安を感じますので、機会があるたびにお話をいただければと思います。

それから今、無答というのを非常に私もびっくりしたのですけれども、先ほどは読み解く力がないから途中で投げ出すのだろうというような説明だったのですが、それに対しての何か指導とか、あるいは理由とか、わかったら教えていただきたいのですけれども。

指導室長。

○指導室長 都の分析のところをご紹介します。

単純に計算するということはできているのです。ただ、小問の中でもできているのですけれども、文章題をよく読んでそれを式に当てはめるとか、そういうことができない子については無答になっています。それは先ほどご紹介した、四角形の問題だけではないです。そのような分析をしています。

○委員長 ありがとうございます。

この無答についてはやはりいろいろ原因があると思うので、各担任が一人ひとりの子どもについて分析して、手だてが一人ひとり違うと思うので、そのあたりも考えていただけるようお願いをしたいと思います。

では次にまいります。報告事項等4「水元体育館実施設計（案）について」。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは「水元体育館実施設計（案）について」のご報告を申し上げます。この案件につきましては濱田副参事よりご報告させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○委員長 副参事、お願いします。

○副参事 それでは、水元体育館実施設計（案）について説明をいたします。同名の資料をご覧ください。

水元体育館の建替えを中心といたしましたフィットネスパーク整備事業につきましては、これまでご報告してまいりました基本計画や基本設計に基づき、現在、体育館の実実施設計を進めているところでございます。今回、その概要についてのご説明でございます。今回のご報告内容につきましては、これまでの教育委員会等での審議を踏まえつつ、来月プレス発表の予算案を受けてのものとなっております。

初めに、「1 体育館概要」でございます。添付してございますA3の図面を使ってご説明をさせていただければと思います。1枚おめくりいただきまして1ページ、配置図でございます。

こちらは中央の葛飾清掃工場の周囲、現在解体工事中の都立水元高校跡地の一部を含めまして、水元中央公園全体をフィットネスパークとして整備後の全体の予定図となっております。今回ご説明させていただくのはこのうち、中央の右でございますが、右斜め線の入った体育館部分でございます。建築面積4,965㎡、延べ床面積1万2,049㎡、地上3階建ての規模で整備いたします。次に体育館各階の主な機能でございます。諸室の概要に触れながら、基本設計段階からの変更点についてご説明をいたしたいと存じます。

裏面、2ページをごらんください。1階の平面図となっております。こちらの平面図では左側が方位で言いますと北向きとなっております。その点をご了承ください。まず正面入口でございます。この平面図では下側、先ほどの方位で言いますと西、配置図で言いますとメインプロムナードに接しました清掃工場側に正面入口を配してございます。中央にプールエリア、その左に第一、これは柔道、第二が剣道の武道場を配置いたします。更衣室でございますが、この武道場や2階の体育館アリーナやトレーニング室、またこの周囲に配します屋外運動施設の利用者などが使う総合更衣室をこのプールの中央の左、あと、プール専用の利用者ということで、右下側にプール更衣室をそれぞれ設けてございます。この左下の事務スペースでございますが、ここにつきましてはこの施設の管理者のものと、水元、西水元地区にございます地域スポーツクラブのものを併設いたします。諸室の概要といたしましては、プールエリアのプールでございますが、25メートルを8コース、身障者用スロープつきでございます。それと、歩行プール、採暖プールを設置いたします。歩行プールにつきましては、流水機能を付加いたします。基本設計段階からの変更ということでは、このプールエリア内の幼児プールと歩行プールの配置をこの図面上、このような形で、上下入れかえております。これは、幼児プールに高さ2メートル程度のスライダー等をつけることも含め、利用者動線に配慮したものでございます。次に武道場でございます。第一のほうは柔道、第二は剣道を主に想定してございまして、間仕切りを可動式とすることにより、一体利用も可能とし、多様に活用される施設ということを目指してまいります。

次に3ページのほうをごらんください。これは建物の2階平面図でございます。この2階はメインとサブのアリーナ、この右下にトレーニング室、左下に地域交流ホールを配置いたします。メインアリーナでございます。こちらはバスケットボールのコートですと2面、バレーボールですと3面とれる広さ、高さは12.5メートルを確保いたしまして、バスケやバレー等の公式競技が可能です。サブのアリーナ——メインアリーナの左側でございますが、サブアリーナではバスケットコートですと1面がとれます。両アリーナ間には簡易なネットのような可動式の間仕切りを採用いたしまして、両者の一体的な活用が可能となります。なお、全体で使った場合でございますが、バレー、バスケ以外で申しますと例えばバトミントンですと12面、卓球台ですと32台程度置けますので、奥戸の総合スポーツセンター同様、区民大会の実施など本区

の2大スポーツ拠点として十分な活用が期待できるということでございます。右下のトレーニング室につきましては、筋力トレーニングやランニングマシンを配置し、約400㎡の広さを取り、健康づくりの拠点としてのスペースを十分に確保してまいります。左下の地域交流ホールでございます。こちらは地域の憩いや交流のためのスペースとして設置するものでございます。通常は3部屋の会議室として利用いたしますが、こちらも可動式の間仕切りとすることで一体化して使うことで、約200人規模の会合などにも対応できるホール機能を有します。この階の基本設計段階からの変更点といたしましては、図面上左側中段でございます。字が小さく、薄くて恐縮でございますが、X1、X2スパン、Y4、Y5スパン、災害備蓄倉庫でございます。東日本大震災以降、区民の皆様から防災に関する取組につきまして、これまで以上にその大切さが訴えられております。そのため、今年度庁内の検討組織に防災課を加え、このフィットネスパークパーク整備事業においても、一定の防災機能を付加することとし、その一環といたしまして、この新しい体育館にも当面の飲料水などを備蓄する倉庫を設置するものでございます。また、この図面上左下にありますエレベーターでございます。EVと書いてございますけれども、スパンで言うとX4、X5スパン、Y1、Y2スパンでございますが、当初、ここに小型のものを2機を想定しておりましたが、緊急搬送用のストレッチャーの乗り入れ可能な18人乗りの大型のもの1機といたしました。これにあわせまして、この図面上左上に当初予定していたエレベーターの設置を中止いたしております。なお、大型の体育器具の搬入をこの2階のアリーナ等に行うための搬入口を、この図面上左上体育器具搬入口として確保しているところでございます。

次に裏面、4ページをご覧ください。3階平面図でございます。3階は主に、2階のアリーナの上部空間となっておりますが、機能といたしましてはアリーナ観覧席、左下に会議室、右下にフィットネススタジオを配置いたします。この右下のフィットネススタジオ、左下の第一と第二の会議室につきましては、基本設計段階ではここにフィットネススタジオ兼会議室ということで、2部屋ずつ2区画というような設計でございましたが、フィットネススタジオにつきましては利用頻度が高いことが想定されるため、専用のスペースといたしました。会議室は、床の硬さを変えまして、用途機能を分けたものでございます。会議室につきましては硬い靴を使ったダンスなどができるとともに、可動式の間仕切りとすることで、こちらも一体的な活用ができます。次に図面上、中央上下にございます観覧席でございます。上下とも4列ずつ、おのおの約500席程度、全体で約1,000席といたしました。この固定席の後部空間につきましては、車いすの方のご利用はもちろん、立ち見などの臨時的観覧スペースとすることができます。また、興行的な、大規模な事業を行う場合につきましては、この上部空間だけで約1,200、またアリーナ部分にも臨時席等を800席配置することで、2,000席程度の確保はできると考えているところでございます。

次に5ページ、屋根伏図をご覧ください。基本設計段階では屋上緑化も計画でございましたが、この体育館は緑豊かな公園の中に立地するということで見直してございます。また、新体育館はアリーナを含め、空調機能を有しますが、エネルギー対策といたしまして、元来この体育館は清掃工場からの余熱の利用を行ってまいりまして、こちらにつきましては引き続き行っていくということで、東京23区清掃一部事務組合との協議を進めております。また、あわせて自然エネルギー利用の観点から計画をしておりました太陽光発電につきましては、その設置の有無や規模につきまして、実施設計の完了まで十分検討を進めていきたいと考えてございます。

次に裏面の6ページと、次のページの7ページ——こちらは立面図でございます。建物の高さは全体で約23m強ということでございます。

恐縮でございます。1枚目、A4判のかがみ部分へお戻りください。3の「今後のスケジュール（予定）」でございます。この体育館の実施設計（案）につきましては、議会の所管委員会や、体育協会などの体育関係団体への説明、2月28日に予定してございます地域説明会などのご意見を踏まえながら、次年度の上半期までに完成させます。下半期からは体育館の建設工事に入ります。26年度には体育館工事を竣工させ、27年度には新体育館をオープンさせたいと考えてございます。この後、現在の体育館の解体工事に入りまして、駐車場の整備や屋外運動施設、公園の整備工事を行い、平成28年度末、平成29年には水元中央公園フィットネスパークのグランドオープンをしたいと考えております。

ご説明が早口になりまして恐縮でございますが、以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。今、説明ございましたが、質問等ありましたらお願いいたします。

遠藤委員。

○遠藤委員 大規模な施設が、こうして葛飾区の水元にできるわけですが、特に今日は体育館の実施設計についてご説明がありました。体育館とは別に、そこにあります駐車場のことについてご質問をいたします。大規模な運動施設であるがゆえに、おそらく多くの方々が利用されるのではないかと思います。その多くの方々も、大型のバスでいらっしゃる可能性も大ではないかと思うのです。その大型のバスが駐車できるかどうかということが一つありますが、いかがでしょうか。

○委員長 副参事、お願いします。

○副参事 こちらの駐車場につきましては、通常はこの中で言いますと右上側に通常の入口を配するのですが、この中央部分——水元ふれあい広場と書いてございますが、ちょうどその直下あたりには柵のようなものを設けまして、それはそういったバスが入ることが想定されている場合には取り外して入ると。その分の軌跡も十分確保しているということでございますので、大型バスについても中に入るということでございます。

○委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 具体的なことなのですが、小さいたくさん車が駐車した場合も、車止めをつくれますか。つくらないですか。つまり後ろ、バックのほうで、車どめをつくりますと、大型バスが難しい場合もあるのですが、その辺はいかがでしょうか。

○委員長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 ご案内のとおり、確かに車どめをつけますと大型バスの軌跡などで使いづらい部分がございます。設置をする場合でも、大型バスの搬入経路を外した形で小型車の利用に供する部分に特化する部分のみ設置するような方向で考えたいと思います。

○遠藤委員 わかりました。

○委員長 ほかにございませんでしょうか。

松本委員。

○松本委員 平成21年の6月に基本計画の検討委員会が設置されてから、計画案や基本設計、そして実施設計に入ってきたわけですけれども、次第に煮詰まってきた、具体的に見えてきたなという実感がしています。この間、いろいろ検討したり取組で大変苦勞な点もあったと思いますけれども、ご苦勞さまでした。

私は、前に体育協会に関係していました。福島県のほうに国体の会場として建設したその後の体育館というのを視察したことがございます。そのとき思ったのですけれども、大きな大会を開催して、その後の維持というのがすごく大変だなということがわかりました。例えば冷暖房がなくて冬とか夏には大変使うのが厳しいとか、区民、市民レベルの運動を対象につくってなくて、大きな大会のアスリート向けにつくってあるものですから、後々使いづらいとかいうことを勉強してまいりました。そこで、フィットネスパークにおいては、本区のスポーツ推進計画とか、パブリックコメントなんかも押さえていく必要があると思って、もう一度見直してみましたところ、大きな大会においても、区民の健康増進やスポーツの推進においても、活用できることが適切に押さえてあるなということを感じました。

次に、東日本大震災の体験から、防災とか地域のコミュニティとか自然エネルギーの活用ということが大変重要視されているところでもありますけれども、この計画を見ますと、防災倉庫をつけるようになったとか、あるいは地域の人たちが会議ができる施設もできるようになった、その点も考えてあって、よいと思いました。

今後はもっと専門の設計が入ると思いますけれども、パブリックコメントに書いてあるからといっても、本質を見すえて、維持管理とか強度とか費用などのことを考えて、全部を載せることは無理だと思いますので、適切に判断してよりいいものをつくっていただきたいと思います。

以上です。

○委員長 副参事、どうぞ。

○副参事 半年ほどございますので、じっくりその辺は詰めたいと思います。

○委員長 よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

それではここで、教育委員の皆さん方より何か発言がございましたらお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤委員 二つほどお願いしたいのですが、一つは子どもたちのインフルエンザの発生状況がどうなっているのかということと、それから、先ごろ東大の地震研究のほうで、直下型の地震がこの4年以内に70%起こるといような発表がございましたけれども、釜石のほうの小学校で148名全員無事だったというお話がございました。あれもやはり一番重要なのは日ごろの訓練が大変役に立ったというお話でしたけれども、葛飾のほうも何か対策が必要なのではないかなど、このように思いますが、よろしく願いいたします。

○委員長 学務課長。

○学務課長 インフルエンザの発生状況と学級閉鎖の状況もあわせてご報告させていただきます。

今年に入りましてインフルエンザの流行がかなり始まったところでございますけれども、今年の第3週——1月16日から1月22日の間、葛飾区の一医療機関当たりの患者の人数が15.72人ということで、大幅に増加してございます。1人が流行の目安となっていますので、相当流行しているということでございます。今年の1月に入りまして、小学校では13校、学級数で申し上げますと34学級、中学校で見ますと3校で11学級、それと、幼稚園で、水元幼稚園ですが、4歳児のクラスがそれぞれ学級閉鎖になってございます。

そういう状況でございます。

○委員長 よろしいでしょうか。

庶務課長。

○庶務課長 今回新たな主要施策ということで、学校における安全教育を推進するということがございますので、学校現場と連携して防災対策については強化をしていきたいというふうに思っております。

それから、先ほど危機管理本部会が開かれまして、保健所長よりインフルエンザのお話がありました。東京都としてインフルエンザの流行期に入ったと。中でも葛飾区が一番急速にインフルエンザが発生しているというようなこともございました。

○委員長 わかりました。

指導室長。

○指導室長 先ほどお決めいただきました、教育委員会の基本方針、主要施策の中で今回の東日本大震災を踏まえというものも加えて、各学校で防災教育については徹底してということで、

来年度も重要施策の中に入れております。

また、先日行われました管楽器発表会のところでも、冒頭ここで地震が起きたときのというようなアナウンスを入れるのも、大きな会場で何か行事をやる時も含めて、一つひとつ丁寧にやっていくことで、子どもだけではなくて、地域保護者の方の防災意識の啓発というところも小学校、中学校が担うということになるだろうということに取り組んでいるところでございます。

○委員長 よろしいですか。ほかはないでしょうか。

(発言する者なし)

○委員長 ないようですので、続いて「その他」に入ります。

庶務課長、一括してお願いします。どうぞ。

○庶務課長 まずは資料の配付でございます。お手元に2月の行事予定表をお配りしてございます。

それから、2の出席依頼でございます。今回5件ほどございます。まず2月2日木曜日でございます。中学校音楽鑑賞教室につきましては遠藤委員にお願いをいたします。2月4日土曜日の中学校科学センター閉室式につきましては佐藤委員にお願いをいたします。2月14日火曜日、教育推進モデル校報告会につきましては秋本委員にお願いをいたします。3月3日土曜日、小学校科学センター閉室式につきましては松本委員にお願いをいたします。3月15日木曜日でございます。青少年委員退任式につきましては面田委員長にお願いをいたします。

それから次回の教育委員会でございます。2月9日木曜日、午前10時からでございます。よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○委員長 では、よろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして平成24年教育委員会第1回臨時会を閉会といたします。

ありがとうございました。

閉会時刻 11時10分